

令和5年度
尼崎市民芸術賞
推薦要領

締切日 令和5年7月14日（金）

【推薦方法】

1. 推 薦 書 「尼崎市民芸術賞候補者推薦書」による
2. 募 集 期 間 令和5年6月14日（水）～7月14日（金）＜必着＞
3. 提 出 先 尼崎市昭和通2丁目7-16（〒660-0881）
（公財）尼崎市文化振興財団 文化課美術担当
T E L : 06-6487-0806
F A X : 06-6482-3503
Eメール : bunka@archaic.or.jp

「尼崎市民芸術賞」表彰要綱

1. 目 的

この表彰は、芸術性の高い優秀な作品等を創作し、全国規模の活動を展開している者を顕彰することによって、市民の芸術文化創造への意欲を喚起し、本市の芸術文化の振興を図ることを目的とする。

2. 名 称

尼崎市民芸術賞（以下「芸術賞」という。）と称する。

3. 表彰基準

尼崎市出身、尼崎市内に居住または勤務する者で、芸術性の高い優秀な作品を創作し、全国規模の活動を展開している者、もしくは、尼崎市出身、尼崎市内に居住または勤務していることをとわず、尼崎市においてその活動が顕著で、本市の芸術文化の振興に貢献した者。

活動分野

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他の芸術

4. 選考方法

- (1) 公募（自薦または他薦をとわない。）を原則とし、表彰基準に該当する者を推薦しようとする者は、別に定める「尼崎市民芸術賞候補者推薦書」にて申し出る。
- (2) 表彰を受ける者は、前項の候補者の中から選定する。
- (3) 市長は前項の選定にあたって、公正かつ適切に行うため、芸術賞選考会の意見を聞いて決定する。
- (4) 芸術賞選考会は、公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）により各芸術分野に精通した5人以内の委員で組織されるものとする。
- (5) 委員の任期は2年とする。ただし再任することを妨げない。再任による任期は最長で5期10年までとする。

5. 表 彰

- (1) この表彰は、市及び財団が協働で年1回行う。
- (2) 被表彰者に、表彰状及び副賞を贈る。
- (3) 被表彰者は、芸術賞1人とする。

6. そ の 他

この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和39年6月1日から施行する。

令和5年5月30日 最終改正